

第 6 章 計画の推進

6.1 マネジメント実施の考え方

6.1.1 施設ごとの最適化とインフラ全体の最適化

前章までで、マネジメントの基本方針を受けた施策の実現方策として、施策別のマネジメント計画について整理しました。

インフラマネジメントは、図 6-1 のとおり、マネジメントの取組みに携わる全ての管理者が、その基本方針を共有したうえで、施設ごとに行うマネジメントによる「個別の最適化」の取組みとそれらの取組みを全体に置き換え、全体として最適であるかを検証する「全体の最適化」の取組みが必要です。

常に、「個別最適」と「全体最適」の間で相互関係を調整しながら、総体的に目標とするインフラの管理水準を達成することが必要です。

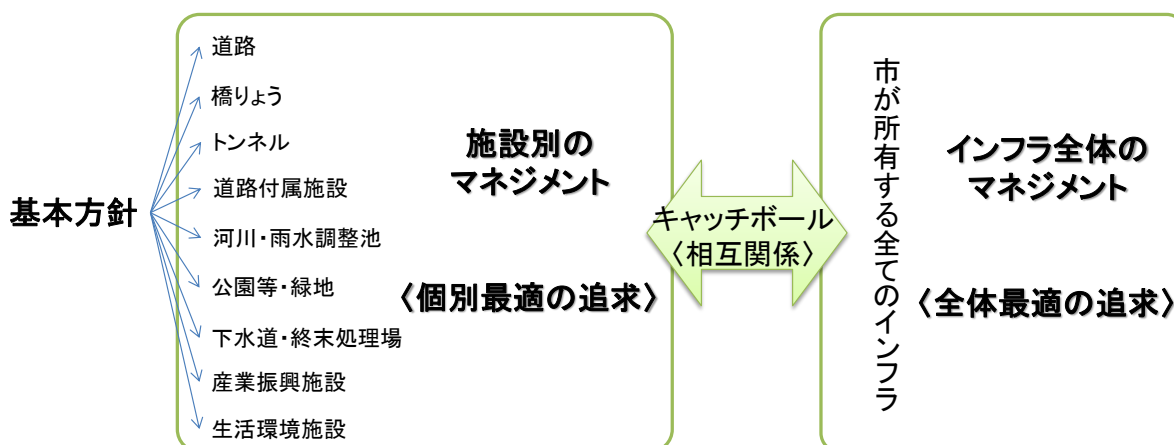


図 6-1 施設ごとの最適化と全体の最適化

第 4 章で整理した施策別のマネジメント計画は、本計画による効果を最大限に発現するために抽出した計画であり、どれか一つまたは、特定の計画に取組めば本計画の効果が得られるものではありません。仮に特定の施設で長寿命化計画を策定し、予防保全型管理に移行しても、必要な情報が欠落しては本計画の効果を最大限に発現することはできません。また、特定の施設だけを長寿命化しても、他の施設において従来の管理方法を継続していたのでは、適切な効果を得ることはできません。したがって、全ての施策や分野別計画を平行して取組み、同時進行をする必要があります。

また、本計画の取組みを進める中で、順調に計画目標を達成する施策や分野別計画と、目標達成が遅延する施策や分野別計画が生じることが考えられますが、このような際にはできるだけ速やかに「全体の最適化」を行うため、遅延している施策や分野別計画に注力し、総体的に本計画目標を達することが必要です。

一方、本市のインフラは、既に、老朽化が進んでおり、今後、その割合は急速に高まっています。これらのインフラは、ほぼ同時期に更新時期を迎え、総量が多く、また、個々の内容も多種多様の課題を有することから、補修更新等にかかる経費は膨大なものとなります。（表 6-1、表 6-2 参照）

本市のインフラを良好な状態に保ち、将来に「安全・安心」を引き継ぐためには、本計画の施設別マネジメント計画を確実に実行することは言うまでもありませんが、膨大なインフラの全てに同じ考え方で均等に経費を投ずることは、本市の財政に破局的な影響を与えることになるため現実的ではありません。そこで、施設別マネジメント計画で抽出した、各マネジメント計画の中で「どこを」重点的に補修更新すべきなのか、インフラの安全・安心を保つために、今までのインフラの機能の合理化を図ること、将来的にはインフラを選択しやめることも視野に置きつつ、優先順位を設定して、施設別の管理目標の達成（個別最適）とインフラ全体の投資の最適化に向け、具体的な施策を実施していくことが必要です。

表 6-1 本市における建設後 50 年以上経過するインフラの割合

施設	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 45 年度 (2033 年度)	平成 46 年度 (2034 年度) 以降	建設年 不明	
橋りょう※ ¹	14%	26%	34%	40%	60%	
トンネル※ ¹	0%	11%	16%	21%	79%	
公園等・緑地※ ¹	0%	6%	34%	100%	0%	
河川護岸※ ²	－	－	－	－	100%	
雨水調整池※ ³	0%	0%	0%	100%	－	
下水道※ ⁴	管きよ	0%	2%	20%	100%	－
	雨水調整池	0%	0%	0%	100%	－

※¹ 全管理数量のうち建設年が明らかなもののみ割合を算出しています。

※² 建設年を算出する情報がなく、経過年数を推定できません。

※³ 譲渡年を建設年として推定しています。

※⁴ 投資年を建設年として推定しています。

表 6-2 主なインフラの耐用年数の目安

施設	施設	細目	省令が示す耐用年数(A) ※ ¹	備考(部品例)	(A)の1.3倍	(A)の1.5倍
道路	舗装	アスファルト舗装	10年		13年	15年
		橋りょう	鉄筋コンクリート	60年		78年
	鋼構造		45年		58年	67年
	トンネル	コンクリート	75年	LED ランプ 15年※ ²	97年	112年
	道路附属施設	盛土	40年		52年	60年
		ブロック積み擁壁	40年		52年	60年
		街路照明灯	10年	20年以上を点検※ ³	13年	15年
		防護柵(ガードレール)	10年		13年	15年
河川・雨水調整池	河川	護岸(岸壁)	40年		52年	60年
		水門	50年		65年	75年
		ポンプ	18年	主軸16年※ ⁴	23年	27年
	雨水調整池	-	40年		52年	60年
公園等・緑地※ ⁵	遊具	-	10年		13年	15年
	コンクリート構造	-	45年		58年	67年
	鉄構造	-	30年		39年	45年
	木造	-	10年		13年	15年
下水道※ ⁶	管きよ	-	50年		65年	75年
	下水道終末処理場	-	38年		49年	57年
	中継ポンプ場	-	20年		26年	30年
	その他	-	38年		49年	57年
	雨水調整池	-	38年		49年	67年

※右欄の耐用年数の倍数は参考(切下げ)値です。将来経費及びマネジメント後経費の試算では予防保全などの方法により、耐用年数を伸ばすシミュレーションをしています。

※¹「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(最終改正:平成27年(2015年)3月31日財務省令第38号)「別表第一 器械及び装置以外の有形原価償却資産の耐用年数表」より抜粋

※²「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年(2015年)3月 国土交通省)

※³「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成26年(2014年)6月 国土交通省道路局)

※⁴「河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」(平成20年(2008年)3月 国土交通省総合政策局) p2-19より抜粋

※⁵公園等・緑地内の施設種類は非常に多いため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成24年（2012年）4月 国土交通省）で示されている「主な公園施設の処分制限期間」を参考としました。また、処分制限期間に応じて、処分制限期間の何倍までを使用見込み期間とするかが設定されており、これを踏まえて経費試算を行っています。

※⁶「総務省 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」公開資料

6.1.2 優先順位の設定方法

優先順位の設定基準を定めることにより、各施策・事業の優先順位の設定根拠を明確にすることができます。

優先順位の設定の考え方の一つとして、「リスクの評価基準」の設定方法があります。

このリスクの評価基準では、リスクが発生する確率とリスクによる影響との関係を示すリスクマトリックスが使用されますが、実際、インフラの維持管理、補修更新を進める際には、法令上の義務、市民の皆さんからのインフラに対する要望、本市の特徴の一つである歴史性や景観の保全など、地域の中でのインフラがおかれた状況などの「ニーズ」に対する優先順位付けは、リスクマトリックスによらず総合的に判断し優先順位を設定することが必要となります。更に、存在する危険（リスク）の排除、回避に優先して着手する必要がある場合もあります。

そこで本計画では、「施策、分野別の優先順位の設定」と「施設別の優先順位の設定」それぞれに適した方法で優先順位を検討することとします。

なお、優先順位の設定の評価項目は時々により異なり、インフラを取り巻く社会環境が時間と共に変化するため、随時見直しを行う必要があります。

(1) 施策、分野別の優先順位の設定

総体的な見地から優先順位が高いと判断できる施設と施策に重点的に取組みます。

本計画の策定時においては、各施設、施策について、表 6-3 の評価項目に基づき取組みの優先順位を設定することとします。

表 6-3 優先順位設定における評価項目

区分	評価項目	評価内容
リスクに関すること	顕在化した危険性	顕在化した施設の劣化により市民の安全・安心を脅かす危険性
	防災上の重要性	防災、又は災害が発生した際の施設機能維持の重要性
	リスク評価	事故・故障によるリスクの大きさ (リスク評価については次頁を参照)
ニーズに関すること	法令上の義務	法令や規則などによる取組みの必要性
	市民ニーズ	施設に関する市民意見、要望のうち多くの市民又は地域住民の生活に影響があるもの
	地域の中での位置づけ	歴史性や景観の保全など、地域の中での重要性
政策的な判断		取組みの経過や実施の進捗状況 取組みの実施による課題解決や効果

優先順位の設定基準とは、マネジメントに取り組む際に、「何を重要と考え、何を優先するか」などの優先順位を設定する基準です。優先順位の設定基準を決めることにより、各施策・事業の優先順位の設定根拠を明確にすることができ、先に説明したとおり、優先順位は社会的要求により変化すると考えられます。

現時点の本計画での優先順位に対する考えは、インフラが抱えるリスクを回避し、低減するとともに、維持管理・補修更新に掛かる経費を圧縮、縮減しながら市民の安全・安心を確保することが優先されると考えられます。したがって「顕在化した危険」、目の前にある危険を防止、排除することや市民の生命を守るため「防災上の重要性」の優先順位が高いと考え、優先順位を設定します。

また、「法令上の義務」により取組みが必要な事項については優先して取組むこととします。市民ニーズが特に高い施策についても積極的に取組むこととします。

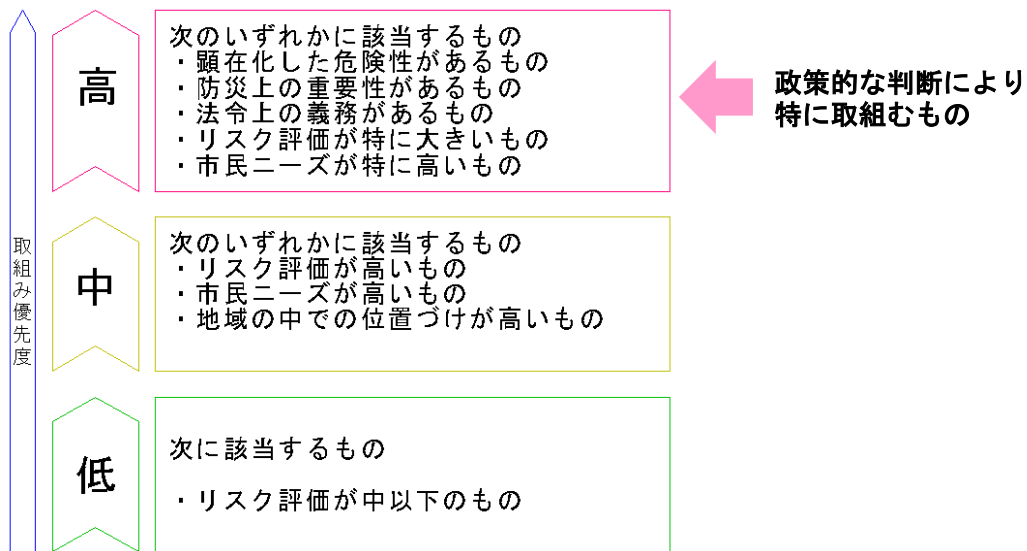


図 6-2 優先順位の設定の考え方 (概念図)

優先順位設定の考え方：市民の生命・財産に関わるもの、インフラの安全・安心に係るものを優先とする

上記に示した優先順位の設定の考え方は、本計画策定時の概念図であり、先に示したとおり、インフラを取り巻く社会情勢が変化するのに合わせて、随時見直しを行い、適切な優先順位を設定することとしますが、上記の優先順位の設定の考え方に基づき、短期計画（H29年度～H37年度）、中期計画（～H47年度）、長期計画（～H68年度）の3つの計画期間での優先順位を設定します。

【短期的に取り組むもの】

○設定の考え方

- ・ 短期的な取組みとして、優先順位の設定の考え方のうち、①顕在化した危険性があるもの、②防災上の重要性があるもの、③法令上の義務があるもの、④市民ニ

ーズが特に高いものに重きを置き、本計画を推進するため先導的に取り組むべきもの（政策的判断）を加えて優先的に対応することとします。

なお、短期的な取組み事項は、インフラを取り巻く社会環境、市民ニーズが時間と共に変化することから、取組みに関する効果を見極め、必要に応じ、見直しを行います。

○短期的に取り組む分野

- ・市民ニーズが高く、一部で老朽化による危険性が指摘されている道路について優先的に取組みます。特に道路のうち、道路舗装の補修更新は、道路の延長距離が長いことなどからマネジメント効果が特に得られる分野であり、取組みの実施による課題解決や効果が得られると判断され、優先して取組むこととします。
- ・防災上の重要性があるものとして、持続型下水道幹線の整備推進について優先的に取組みます。持続型下水道幹線の整備は、管きよの老朽化対策と地震・津波対策を同時並行して行うことができ、取組みの実施による課題解決や効果が得られると判断され、優先して取組むこととします。
また、近年多発するゲリラ豪雨等、公共下水道（雨水）の計画降雨量を超える超過降雨や内水対策に優先して取組みます。浸水対策の進め方としては、公共下水道（雨水）施設の整備を推進するとともに、雨水貯留施設等の整備を並行して行うことで、浸水対策としての総体的な効果を得ていくこととします。
- ・法律上の義務として、下水道事業における地方公営企業法の適用に関しては、国から平成32年（2020年）4月までに適用するように要請を受けていますが、本市においては平成31年（2019年）4月の適用をめざして検討をすすめます。
- ・分野横断的に実施することで効果が高く得られ、また、施設の置かれた状態、状況を把握する手段として、インフラ情報の収集・電子化の促進に取り組みます。また、施設ごとにインフラの実態をより正確に把握することで、長寿命化計画の策定・見直しを行い、予防保全型管理への転換を図ります。
- ・本計画の各分野で、実施効果が高い施設の施策、先導性のある施策（分野横断的に実施することが効果的である施策、および施設別マネジメント計画の優先順位が高く他分野への応用可能性が高い施策）を抽出しリーディングプロジェクト（先導施策）として取組みます。

【中期的に取り組むもの】

○設定の考え方

- ・中期では、現時点で優先順位が高いと定めた項目について、評価、検討を行い、インフラを取り巻く社会情勢を見極め、見直しを行います。また、各種施設の実態に基づき、リスク評価結果が高い施設に重点を置いて計画の取組みを進めます。

○現時点で想定される中期的に取り組む分野

- ・緑地の効率的な管理計画の作成やリスクの高い緑地の防災対策の実施に取り組みます。
- ・道路では市民協働による維持管理の実現を図ります。さらに、路面復旧負担金制度や橋りょうへのスポンサー制度の導入などによる歳入の確保に取り組みます。

- ・各施設では、短期で取組んでいる情報の電子データ化と点検結果の蓄積により、施設の劣化の進展具合の予測の精緻化に努め、適切な管理の実施とともに、劣化に応じた将来かかる経費の試算の精度を高め、的確な財源の確保を行います。

【長期的に取り組むもの】

○設定の考え方

- ・インフラがどのような状態になるかは、インフラが置かれた環境や利用状況、社会情勢により異なり、正確に予測することは困難ですが、今後の点検データの蓄積・分析をもとに、劣化予測の精緻化と妥当性の高いリスク評価が行えるようにすることによって、適切な補修更新作業を実施し、効率的な管理の実現を継続できるようにします。

○現時点で想定される長期的に取り組む分野

- ・現在の将来経費の試算では、直近の調査時点の施設状態を基に一般的な劣化曲線を使用し試算を行っており、個々の施設の地域特性や環境・状態にあった劣化予測ができていないため、正確な経費が計算できていない可能性があります。今後は、点検データの蓄積や分析を継続的に行い、より精緻な試算を行いリスク評価の視点を重視し、施設ごとに優先順位の設定を行いません。

(2) 施設別の優先順位の設定

施設別のリスクの評価では、リスクが発生する確率とリスクによる影響との関係を示すリスクマトリックスを使用します。

リスクの評価に使用する「リスク」については、施設ごとに異なり、様々なリスクが想定されます。主なものでは、地震・津波・台風・豪雨などの天災による自然災害リスク、停電、火災、爆発などの事故リスク、破壊、破損などの故障リスク、人材の流出などの人事リスクなどが挙げられます。

また、インフラによっては容易に目視することができないことなどから「よく分からない」「不確実である」といった場合もあり、この「不確か」が与える影響そのものがリスクとなることから、リスク評価を行う際にはこれも対象とすることが必要です。

本計画では、リスクの評価について、「事故・故障が発生する確率」と「事故・故障による影響」をリスクマトリックスの評価軸として図 6-3 に考え方を示しますが、施設により様々なリスクが存在するため、施設の置かれた状況により評価軸が異なるため、今後、施設別に検討を行っていくこととします。

なお、「事故・故障が発生する確率」については、劣化が極めて進行している状態を発生確率が大きいとし、反対に劣化していない状態を発生確率が小さいとして判断します。

「事故・故障による影響」については、市民生活への影響の大きさや、施設の復旧費用・補償費用を総合的に検討し、大きな影響がある場合は影響大とし、反対に少ない影響であれば、影響小として判断します。

以上の2つの評価項目によりリスクの大きさを3段階で評価し、高リスク、中リスク、低リスクとして設定します。これを図に示すと図 6-3 のようになります。

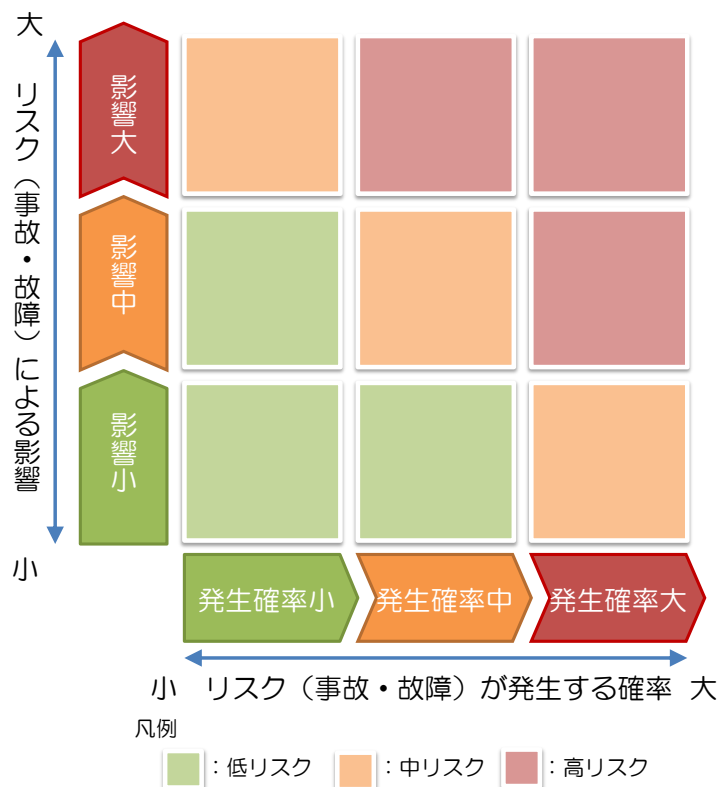


図 6-3 リスク評価の考え方

6.1.3 施策の実施による効果と財源バランス

本市のインフラは総量が多く、補修更新等には膨大な経費が必要であり、今後、これまで建設されたインフラがほぼ同時期に更新時期を迎えることから、現在のインフラ管理にかかる歳出実績を維持するだけでは適切な管理を行うことはできません。これまでのインフラ財源に加え、必要な財源の確保に取り組むことが必要になります。

インフラのマネジメントは息の長い、継続的な取り組みが必要です。計画の策定に当っては、施策を立案し、条件を設定した上で、経費の削減効果を試算し、インフラ管理のために確保が可能な財源と将来のインフラ管理に必要となる経費のバランスを検証することが必要になります。

また、計画策定後、一定期間経過後にマネジメントの結果について検証を行い、全体の計画を修正し、適正なものに保つ取組みを繰り返し行うことが必要です。（図 6-4 参照）

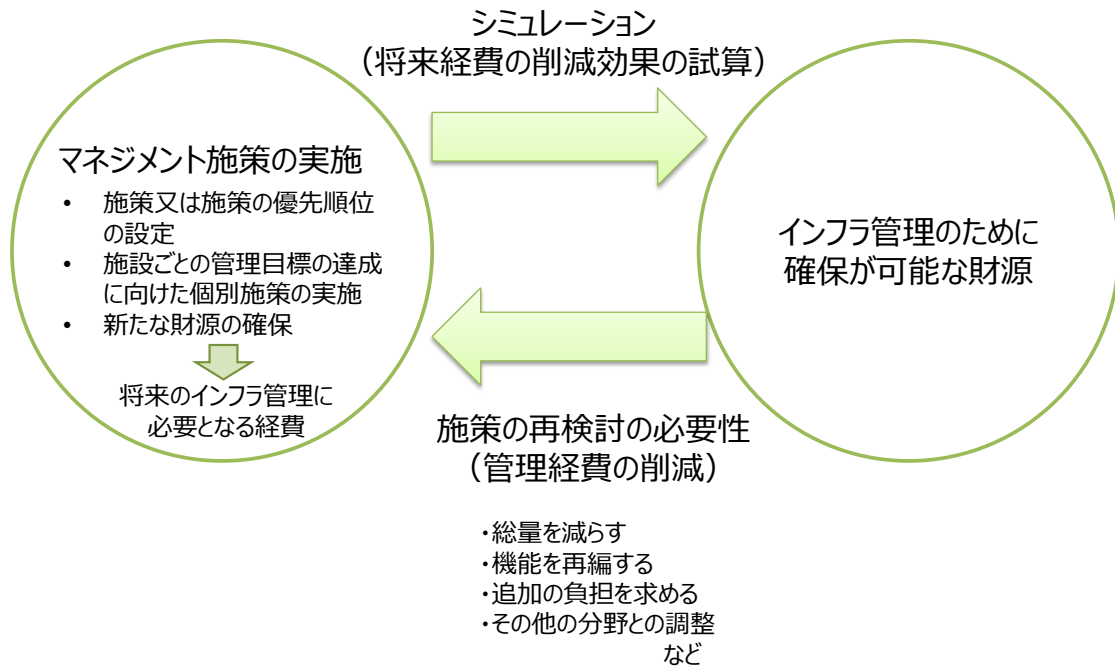


図 6-4 施策の実施と確保可能な財源の調整

6.2 計画の進行管理

計画を効率的かつ効果的に実施していくためには、的確な進行管理を行い、現在計画のどの段階に位置しているか、今までの取組みの効果はどうであったか、その効果を更に上げるためにはどうすべきかなど、常に見直し、計画に反映していく必要があります。

本計画は、図 6-10 に示す計画予定表に基づき推進します。また、PDCA（計画→実行→検証→改善）サイクルを活用し、適切に見直しを行いながら取組みを進めていきます。

なお、計画の推進にあたって留意すべき主な取組み事項は表 6-4 のとおりです。ここでは、計画の策定や運用に関わる事項のほか、計画を推進するために実施すべき事項について整理しています。

これらの取組み事項を実施することにより、本計画を確実に実行していきます。

表 6-4 今後の各種取組みの概要

取組み事項	取組み概要・進め方
① 計画策定・運用・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市総合計画の基本計画・実施計画の改訂に合わせて、鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画の策定、運用、見直しを行います。
② 組織・体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> マネジメント計画の確実な運用と進行管理を行うための体制・組織の形について十分に検討した上で、マネジメントに必要な庁内組織等を設置します。 組織は、マネジメント計画の進捗に合わせて、段階的に見直しを行うことを基本として、適切な体制を構築します。
③ 管理システム開発	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理のあり方を整理した上で、管理システムの計画、開発、運用を行います。 インフラ全体で共通して利用可能な管理システムを運用するか、個別のインフラごとに単独の管理システムで運用するか、インフラごとに棲み分けを行うかを含め、実際の利活用を想定し、適切な情報管理方法を検討の上、システムの計画、設計、開発に必要な条件等を整理します。
④ 個別インフラの計画への反映・運用・改善	<ul style="list-style-type: none"> マネジメント計画の内容を個別計画（橋りょう長寿命化計画、公園長寿命化計画など）に反映（見直し）し運用することで、改善していきます。 個別計画は、国の施策や補助制度の動向に合わせて作成するものもあるため、計画期間や改定期間が異なります。マネジメント計画又は個別計画の見直しの際には、それぞれの最新版を参照し、内容を適切に反映します。
⑤ 市民への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 市民に理解と協力をお願いするため、できる限り取組みの状況を公開するとともに、継続的に市民へのプロモーション活動を行います。 特に、マネジメント計画の改訂を行う場合には、市民に対するアンケート、シンポジウム等の実施、パブリックコメントの募集等、広く市民に周知します。

6.2.1 PDCA サイクル導入による継続的改善

今後、本計画に基づき、これまでのインフラ管理方法を改め、予防保全型管理を中心とした維持管理、補修更新方法に転換していくこととなりますが、インフラ管理経費の縮減や平準化を行っていくためには、横断的かつ持続的な取組みが必要となります。

また、インフラは今後、社会情勢の変化や地域ごとの人口構成、世帯構成が変化していく中で、その機能を柔軟に対応させる必要があります。一定期間ごとに現在のインフラの状況、インフラに対する需要を再確認する必要があります。インフラに対する需要が減少した場合には、既存施設に余裕が発生することもあり、地域の特性やニーズに応じたインフラの質（水準）、量（施設数）、管理の最適化を行います。

これらのことから、インフラを良好な状態に保つ手法としてPDCAサイクル（計画→実行→検証→改善）を活用して適切に見直しを行いながら取組みを進めていきます。

計画（Plan）段階では、上位計画や個別計画などの関連する計画と連携・反映を行い、本市インフラの実態と課題を正確に把握した上で、効果的にマネジメントが機能するように計画の方向性を定めます。

実行（Do）段階においては、施設ごとの具体的な管理目標・管理方針の実現へ向けた施策展開と全体的視野からマネジメントを推進するための体制・組織の整備や管理システムの構築・市民に取組みを広く周知するためのプロモーション活動などを実行します。

検証（Check）段階では、本計画の目標が達成されているかの実証的な検証を庁内及び外部で行います。実現に向けた取組みの状況の把握や実行段階で確認できた効果と計画の目標との比較を行います。

改善（Action）段階では、その検証結果を基にマネジメント計画を修正・発展させます。またインフラを取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえ、関連計画の見直しを踏まえて本計画に反映していきます。（図 6-5 参照）

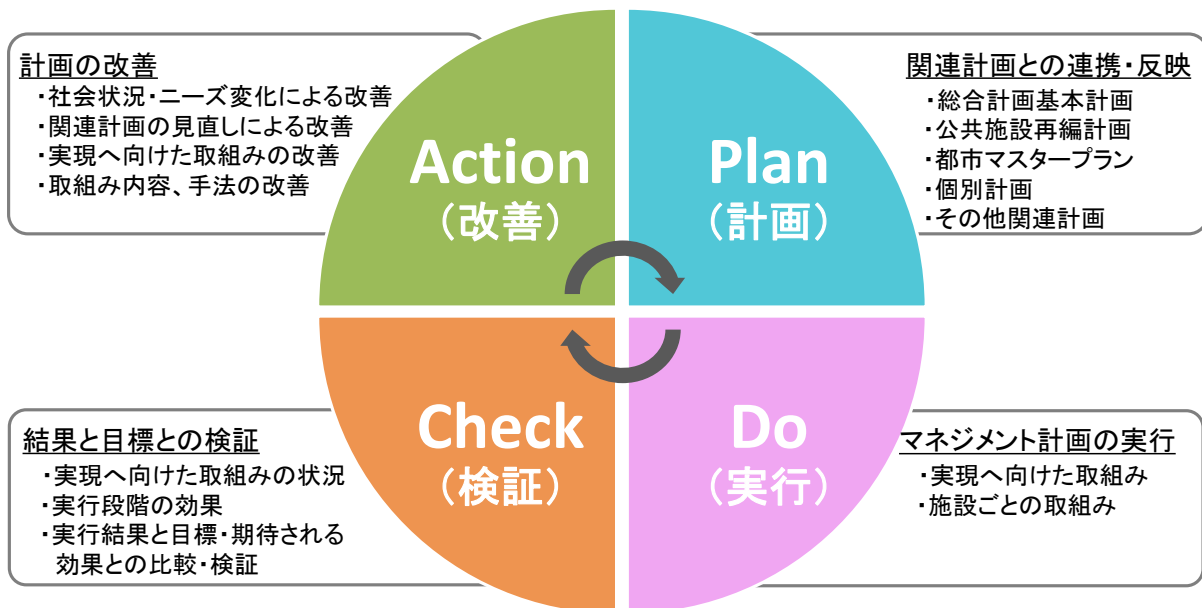


図 6-5 PDCAサイクル

6.2.2 計画の進め方

P D C Aサイクルによる継続的改善のためには、これまで行ってきた個別施設の計画のP D C Aサイクルに加え、インフラ全体のマネジメントを行う社会基盤施設マネジメント計画でのP D C Aサイクルを効果的に活用して実施することが必要となります。(図 6-6、表 6-5 参照)

社会基盤施設マネジメント計画でのP D C Aサイクルでは、上位計画である鎌倉市総合計画や公共施設再編計画及び都市マスタープランなどの関連計画と連携し、反映を行いながら効果的に計画を実行していきます。その実行段階では社会基盤施設マネジメント計画に基づいた個別施設の計画を策定し実施します。更にその実行段階には施策の実施があり、計画の策定、実行、検証、改善を行います。

この様にそれぞれの階層においてP D C Aサイクルが互いに連携して実行し、評価、改善を各階層へ反映することが、効果的かつ効率的に計画を推進して継続的に改善を行っていくこととなります。

なお、各階層のP D C Aサイクルには周期を設け、個別施設の計画はおおむね1年、社会基盤施設マネジメント計画はおおむね6年ごとに見直しを行います。見直し段階において個別施設の計画の効果を踏まえた改善を、社会基盤施設マネジメント計画へと反映し昇華していくことにより、確実に効果がある計画へと継続的に改善していきます。

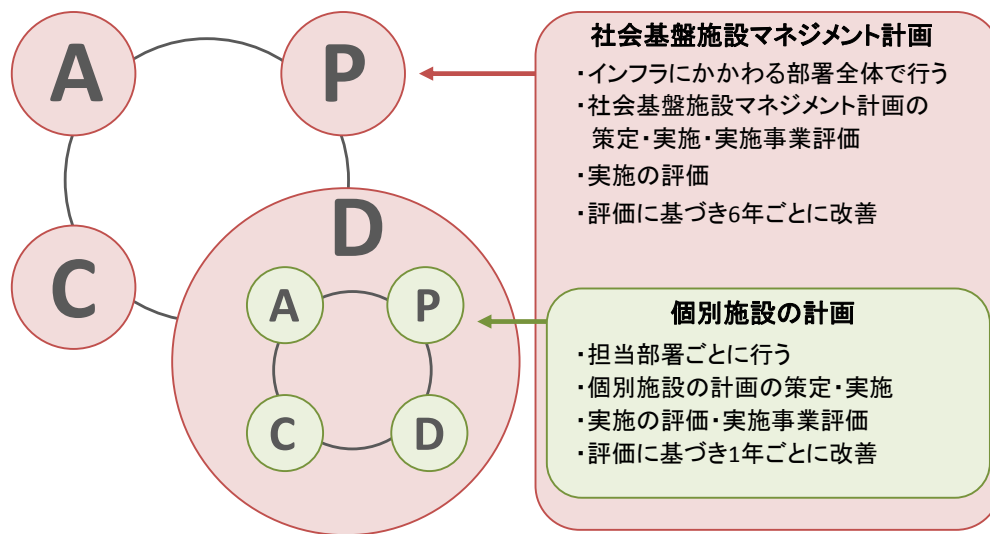


図 6-6 各計画におけるPDCAサイクルの概念

表 6-5 各計画におけるPDCAの主な内容

	計画 (Plan)	実行 (Do)	検証 (Check)	改善 (Action)
社会基盤施設 マネジメント計画 のPDCA	鎌倉市総合計画 や公共施設再編 計画及び都市マ スタープランと 連携・反映し計画 を策定する。	施設ごとの管理 目標・管理方針の 実現へ向けた基 本施策の取組み と推進体制の整 備や管理システ ムの構築、市民へ の周知を行う。	計画の第3章にて 示した目標の達 成状況や基本方 針と基本施策の 取組み状況の評 価・検証を庁内及 び外部機関にお いて行う。	検証結果と社会 情勢や、関連計画 (個別施設の計 画を含む)の見直 しを踏まえて計 画に反映し改善 する。
個別施設の計画 のPDCA	社会基盤施設マ ネジメント計画 と連携し、課題を 把握した上で計 画を策定する。	個別施設の計画 に基づいた施策 の実施と、把握さ れた課題の解決、 担当部署内の体 制の整備や管理 システムの構 築・反映を行う。	第4章にて示した 施設別マネジメ ント計画の施設 管理の目標達成 状況や取組み状 況の評価・検証を 担当部署内で行 う。	検証結果と社会 情勢や、関連計画 の見直しを踏ま えて個別施設の 計画に反映し改 善する。

各計画におけるPDCAサイクルの具体的な活用による実施については次項において説明します。

(1) 社会基盤施設マネジメント計画のPDCA

PDCAサイクルでは計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)のサイクルを途切れることなく続けていくことで、計画を着実に進めていくことができます。

本計画で取り上げた個別施設のマネジメント計画は、今まで本市に存在しなかった全く新しい計画というわけではありません。本計画では、本市に存在する既存のインフラに関する個別の計画を取りまとめ、本計画に整合させることで、安全で安心なインフラの維持管理を将来に渡り継続するため、施設別のマネジメントを行い、「個別最適の追求」を行うと共に、インフラ全体のマネジメントとして「全体最適の追求」を行い、総体的に計画の目標を達します。

本計画を策定することは、PDCAサイクルの計画(Plan)にあたります。本計画の計画期間は平成29年度(2017年度)からですが、平成28年度(2016年度)を計画準備期間としてとらえ、リスク評価についての検討などに取組み、計画を円滑に回すための事前準備を行うことで、その後の平成29年度(2017年度)からの計画実行(Do)を円滑に行うこととします。

そして、計画実行から、3年を経過した平成31年(2019年)に鎌倉市総合計画第4期基本計画の策定に合せ本計画の見直しを行います。この見直しが検証(Check)にあたりますが、この際、既存の各種インフラに関する計画も合わせて検証(Check)します。これは既に述べたように、インフラを取り巻く社会環境は、刻一刻と変化し、インフラに対する社会の要望、市民ニーズも変化していくことから、今ある個別施設の計画を社会の要望、市民ニーズ等に照らし合わせ検証します。

この時点の検証(Check)では、本計画の第3章で示したインフラ管理の4つの目標の視点から、次の事項について確認を行います。

- ・計画の実行状況、実施成果
- ・関連する外部及び内部の課題の変化
- ・本計画に対する改善、変更の必要性

そして、検証で明らかになった課題について、本計画をより確実に推進するために必要な改善(Action)は何であるのかを検討します。インフラに求められる姿と、現在のインフラの現状を比較し改善案を検討します。この検討の際には、計画の「個別の最適化」と「全体の最適化」を十分に考慮し、総体的に本計画目標を達成することとします。

検証(Check)作業では各責任者が責任を持って検証(Check)を行うことが重要となります。

個別施設の計画のPDCAサイクルの周期は1年であり、管理責任者が毎年検証(Check)及び改善(Action)の作業を実施しますが、社会基盤施設マネジメント計画の検証(Check)及び改善(Action)の作業はインフラ全体に係わることから、平成31年(2019年)の見直し以降は、基本計画の見直しに合せ、最高責任者が6年ごとに行います。この際、外部委員会を開催し計画の状況や実施の効果、課題の変化、改善や変更の必要性を確認し、最高責任者に助言、提言を行います。社会基盤施設マネジメント計画の検証(Check)及び改善(Action)の作業は6年ごとを基本としますが、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて中間検証を行うこととします。(表 6-6 参照)

表 6-6 PDCAサイクル作業の概要

対象	責任者	位置づけ	サイクル	確認事項
社会基盤 施設マネ ジメント 計画	最高 責任者 (外部委員会 開催)	全体	6年 (基本計画 の見直しに 合せ実施)	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の実行状況、実施成果 本計画に関連する外部及び内部の課題の変化 本計画に対する改善、変更の必要性
個別施設 の計画	管理 責任者	個別施設	1年	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設の計画の実行状況、実施成果 個別施設計画に関連する外部及び内部の課題の変化 個別施設の計画に対する改善、変更の必要性

検証 (Check) 及び改善 (Action) の作業においては、次の点についても確認します。

- ・本計画及び業務の改善
- ・市民要望事項等に関する対応、施設の改善
- ・もの・金・人・情報の必要性

また、改善 (Action) 作業において示される改善策は、各施設管理者が計画に反映し実行しますが、管理責任者はこの計画の反映について、承認を与えることとします。なお、本計画に対する変更等に関しては、最高責任者が承認を与えることとします。

最高責任者が本計画の検証 (Check) 及び改善 (Action) の作業を行う際、また、管理責任者が個別施設の計画の検証 (Check) 及び改善 (Action) の作業を行う際どちらの場合においても、前回の検証 (Check) 及び改善 (Action) が、計画 (Plan) に的確に反映され、実行 (Do) されたかについて確認を行い、PDCAサイクルの全てを検証 (Check) します。また、実行 (Do) が的確になされなかった場合には、その原因の究明を行い、原因がインフラそのものにあるのか、予算、経費にあるのか、人的資源にあるのかを検討し、最高責任者が必要な措置を行うものとします。

※計画に影響を及ぼす可能性のある変更で、大きなものは施設の新設と廃止です。本計画では、原則として、新たなインフラは「造らない」「買わない」「貰わない」を方針としていますが、本計画策定時点において、新設が予定されているインフラについては、計画見直しの際に本計画に基づき、維持管理していくものとします。一方で、社会情勢の変化に伴い、廃止されたインフラ、施設余剰が生じたインフラについても、今後も的確に把握し、市民の安全・安心を守ることが本計画の原則であることから、計画の見直しに合せ、白書を時点修正しインフラ総数の把握に努めることとしています。

※本計画の最初に示したとおり、市民の皆さんに安全なインフラを安心して利用し続けていただくために実施する個別の施策実施の計画や、本計画は、インフラの運営に従事する民間事業者、管理・支援する技術者、市民など多用な人々により支えられてお

り、これらの人的基盤である「人」の確保・育成は「安全・安心」にとって重要な課題です。

一方、鎌倉市の人口減少、少子高齢社会の進展を考えると、育成に時間を要する専門技術者を安定的に確保することは、今後、難しくなると予測されることから、検証（Check）を行う際に、市民協働の取り組みや市民との連携の状況、包括的民間委託の実施状況、インフラ担当職員の配備状況についても十分に確認を行い、「人」の確保・育成の必要性を検討し、的確に反映していきます。

(2) 個別施設の計画のPDCA（行政評価）

インフラに対する社会要望の変化を的確にとらえ、計画をより効果の高いものとするため、「個別施設の計画のPDCA」に行政評価における行政内部評価の手法を取入れます。行政内部評価における実施事業の評価結果には、《事業実施にあたっての課題》、《課題解決のために行った取組》、《未解決の課題、新たな課題》の評価項目がありますが、これらの評価項目に本計画の視点を加え的確に評価していきます。また、行政内部評価における評価の見直しについては、《事業内容の方向性》の評価項目を活用し、本計画の第4章にて示した施設別マネジメント計画の施設管理の目標の視点を加え、的確に行うものとします。

なお、インフラマネジメントにかかる施策については、実施事業の評価結果の記入にあたっては、次の情報を活用します。

- ・ 監査の結果
- ・ 計画の運用状況やその成果、工事の品質等
- ・ 市民からの要望・苦情等
- ・ 前回までの実施事業の評価の結果に対する対応状況
- ・ 計画に影響を及ぼす可能性のある変更（施設の新設等）
- ・ 改善のための提案

本計画における「個別施設の計画のPDCA」では、実施事業の評価項目に、次の視点を加え確認します。

- ・ 個別施設の計画及び業務の改善
- ・ 市民要望事項等に関する対応、施設の改善
- ・ もの・金・人・情報の必要性

参考

[鎌倉市における行政評価の仕組み]

鎌倉市総合計画第3期基本計画のスタートに伴い、基本計画の施策体系と予算体系の整合を図り、予算体系における“大事業”が基本計画における“分野”と、予算体系における“中事業”が基本計画における“施策の方針”と連動することとなりました。よって、“中事業”の下にある“小事業”が、基本計画を実現するための「手段」となります。

まず、基本計画を実現するための「手段」である小事業の評価を行い、それを踏まえ、施策の方針の評価を行うことで、一体的に第3期基本計画の評価を実施することとしました。

実施事業評価の評価方法

実施事業の評価は、原則的に全ての実施事業を対象に、事業を担当する所管課において、「行政評価シート【個表】」を作成し、担当課長等が評価を行います。

「行政評価シート【個表】」の概要

評価の対象となる実施事業において、当該年度に実施した事業の概要、事業費等の基礎データ、当該年度事業の実施にあたっての課題、課題解決のために行った取組、未解決の課題の状況など、様々な観点から事業の点検、診断を行い、その結果を参考にして、事業の今後の方向性をaからdまでの4段階評価、予算規模の方向性については、AからCまでの3段階で示します。

このような評価シートによりPDCAサイクルを確立することで、個別の事業単位での事務改善を促し、目標管理ができる評価シートの構成としています。

<評価シート【個表】におけるPDCAの設定>

- ・PLAN : 当該年度事業実施にあたっての課題、翌年度当初予算（次年度の行政評価に向けたP）
- ・DO : 当該年度に実施した事業の概要、課題解決のために行った当該年度の取組
- ・CHECK : 当該年度決算、未解決の課題、新たな課題、効率性・妥当性・有効性・公平性・協働に関する評価
- ・ACTION : 事業内容の方向性、予算規模の方向性、総評

6.2.3 推進体制

本市が管理するインフラは複数の分野にまたがり管理数量も多く、管理している部署も複数にわたります。また、インフラの耐用年数は長く、マネジメントを定着させてその成果を出すためには、マネジメントの方針や方向性の共有化を図る中で、長期間にわたり継続的に取組む必要があります。

そのためには、インフラのマネジメント全体に関する庁内の責任体制を明らかにし、庁内が一体となって取組みを推進し、継続的に進めることができる推進体制を構築することが重要になります。

特に、市が各種分野の施策に投ずることができる資源は限られており、各施設のマネジメント計画を具体的に進めるためには必要な財源や人員の確保が必要であり、市全体を俯瞰して、本計画を管理できる体制を整備することが必要です。

インフラのマネジメントを確実にかつ適切に行っていくための庁内の責任体制を確立し、また、各インフラを管理する部署が連携し、マネジメント計画を適切に推進できる体制を構築します。

当面は、インフラを担当する部門ごとに推進担当課を決め、施策の実行及び進行管理・効果の確認を行うこととします。必要に応じ、関係する部門で構成する幹事会や幹事会の下にワーキンググループを設置し、横断的な調整を行うこととします。

中長期的には、インフラ管理の最高責任者である市長の下に、公共施設全般のマネジメントに関し責任を有する管理責任者を選任し、総括的に計画を推進する体制に移行することを目指します。（図 6-7、図 6-8、表 6-8 参照）

表 6-7 推進体制の構築に関する取組み

取組み事項	取組み概要・進め方
推進体制の構築	①市長をトップとするマネジメント推進体制を構築 ②マネジメント計画の推進担当事務局の設置

[当面の体制イメージ]

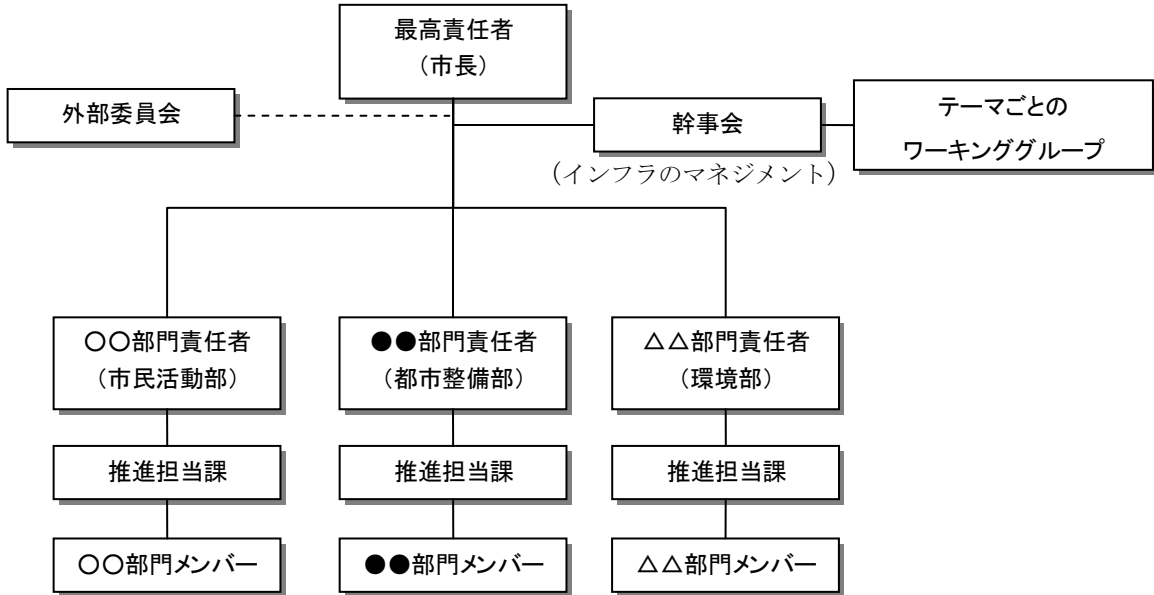


図 6-7 庁内の計画推進体制（当面の体制）の構築イメージ



[中長期の体制イメージ]

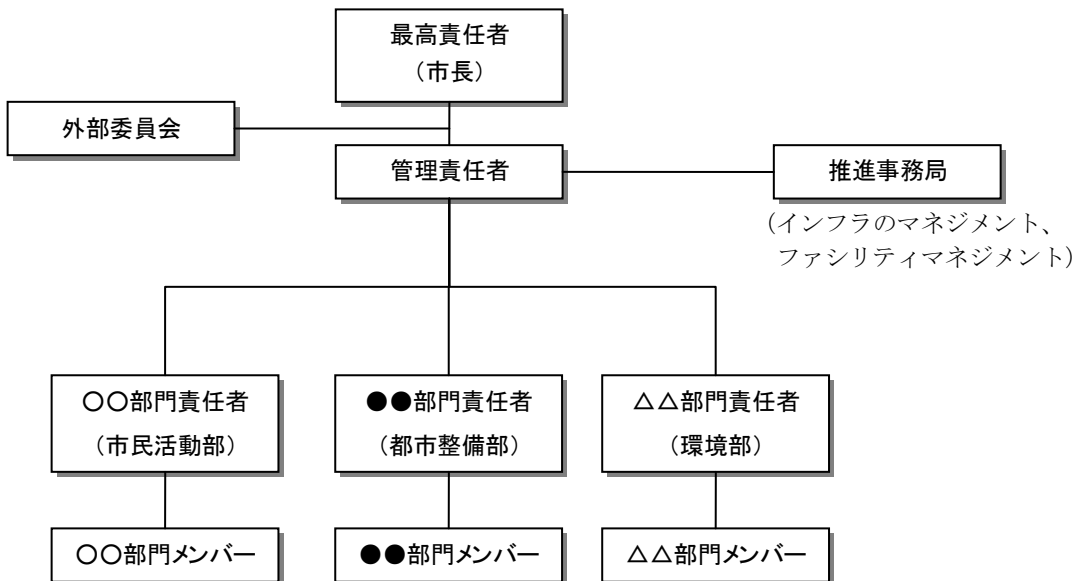


図 6-8 庁内の計画推進体制（中長期の体制）の構築イメージ

表 6-8 各責任者とその役割

責任者	役割
最高責任者（市長）	<p>推進事務局から取組みの目的に関して報告を受け、社会基盤施設マネジメント計画運用への取組みを承認します。また、その最高責任者として管理責任者を任命します。</p>
管理責任者	<p>最高責任者（市長）の承認のもと、公共施設全般のマネジメントに関する責任者として推進事務局に対して具体的な取組みを指示し、全体的な管理を行います。</p>
外部委員会	<p>外部機関として客観的な視野からマネジメントの実施状況を監視し、必要に応じ、最高責任者である市長に対し、助言・提言を行います。</p> <p>監視の結果、必要であれば是正処置を要求するなど、公共施設全般のマネジメント計画が確実に実施されるようにチェック、監視機関としての役割を果たします。</p>
推進事務局	<p>社会基盤施設マネジメント計画の推進に必要な取組みを計画し、担当部門、担当者に割り当てます。</p> <p>マネジメント計画を着実に推進するため、各部門に対し、技術情報などの提供を行うと共に、各種業務の支援を行います。</p> <p>年度ごとに本計画の取組み状況などを検証するため、インフラ事業概要を作成し、改善の基礎資料とすると共に、市民に情報提供します。</p> <p>本計画の見直しの際には、鎌倉市社会基盤施設白書を更新し、インフラの総量や状態などの把握を行ない、本計画の改善の基礎資料とします。</p>

6.3 市民との連携体制の構築

インフラの管理において、限りある資源の中で安全に安心して利用できるよう、市では計画を効率的に進める体制を構築し、継続的な改善を行う推進方法を確立して様々な施策に取り組んでいきます。

しかしながら、限りある財源の下で、予算配分の調整を行いながらインフラを適切に管理運用していくためには、資金投入するインフラを選択せざるを得ない状況が生じることもあります。

今後は市民にも、これまで、何気なく利用していた道路や橋りょう、河川や公園等・緑地など、インフラを管理していくことの必要性和難しさについて十分理解していただくとともに、そのあり方を一緒に考え、協力していただく必要があります。

市民や地域に根ざしたインフラ管理を実現するため、取組みの方向性や状況を適切に発信し、将来的なインフラのあり方についてともに考え、共通認識を持ちながら、一体となって計画を推進していきます。そのため表 6-9 の取組みを継続して行います。

表 6-9 市民との連携体制の構築に関する取組み

取組み事項	取組み概要・進め方
市民への取組み状況の公開	・ 市のホームページ上で、取組みの進捗やインフラの状態、コストの状況などを公開し、市民周知を図ります。
市民協働の参加機会の情報提供	・ 市民が身近なインフラの管理に参加できる場や機会を整備します。また、スマートフォン等を利用した市民からの通報制度や、ボランティア制度などを積極的に活用し、市民力や地域力を管理に活かします。

6.4 リーディングプロジェクト

6.4.1 リーディングプロジェクトの位置づけ

リーディングプロジェクトとは、本市が社会基盤施設マネジメント計画を推進し、「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ための重点的な施策であり、先導的な役割を果たすプロジェクトです。

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画第3章で示した、以下の4つの基本方針に基づく各施策を進めていく中で、関係各課が連携してリーディングプロジェクトに取り組むことにより、本計画の効果が早期に発揮できるように進めます。

基本方針1：安全・安心で魅力あるインフラの維持

基本方針2：継続的な財政負担軽減及び新たな財源の確保への取り組みとリスク評価による優先度設定

基本方針3：市民・民間事業者・行政が一体となった計画の推進

基本方針4：適切な情報管理に基づくインフラ管理

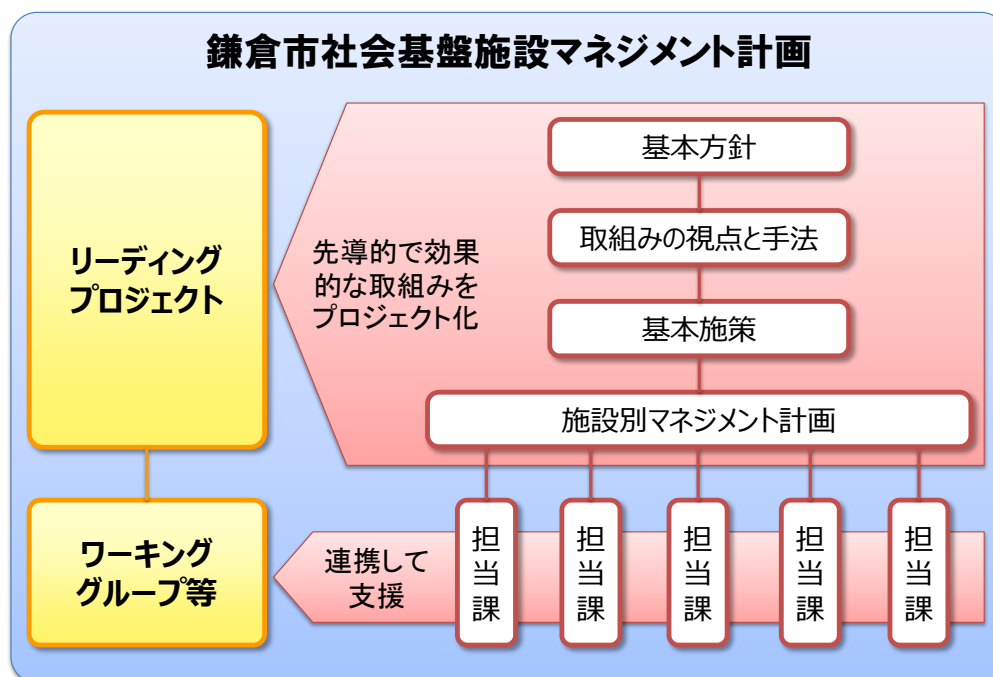


図 6-9 リーディングプロジェクトの位置づけ

6.4.2 リーディングプロジェクトの選定の考え方

リーディングプロジェクトは、実施効果が高い施設の施策、先導性のある施策（分野横断的に実施することが効果的である施策、および施設別マネジメント計画の優先順位が高く他分野への応用可能性が高い施策）を候補として抽出し（表 6-10 参照）、これらを4つのプロジェクトとしてまとめました。

表 6-10 リーディングプロジェクト選定の考え方と候補となる施策

リーディングプロジェクト選定の条件		抽出される施策 (リーディングプロジェクトの候補)
項目	具体的条件	
施策の実施効果が高いこと	マネジメントの結果、十分なコスト削減効果が見込まれる施設の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に関する各施策 ・下水道に関する各施策
先導性があること	分野横断的に実施する効果が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・電子化の推進
	他分野での応用可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型管理の導入 ・民間事業者の活用・市民との協働

実施効果が高い施設の施策としては、道路と下水道施設に関する施策が挙げられます。これらの施策は、いち早く導入することで、早い段階から効果を発揮することにつながります。

分野横断的に実施する効果が高い施策としては、情報の収集・電子化の推進に関する施策が挙げられます。

インフラのマネジメントを効率的、効果的に実施するためには、適切な現状把握と、実際に生じる状態変化に対して乖離のない予測ができるかどうか重要なポイントとなります。この施策は、どの施設においても共通した取り組みであり、各施設において予防保全型管理を導入するためにも先行的に取り組むべき必要不可欠な施策です。

他分野での応用可能性が高い施策としては、予防保全型管理の導入に関する施策及び、民間事業者の活用・市民との協働に関する施策の2つが挙げられます。これらの施策は、施設ごとに取り組みの進め方は異なりますが、その考え方や知見については他の施設でも応用できる可能性が高いと考えます。

予防保全型管理の導入は、本計画の中心的な施策となります。この施策は、実施効果の高い「道路」と「下水道」において先行して取り組み、ここで得られた知見やノウハウを他のインフラの取り組みに活用・応用していきます。

また、民間事業者の活用や市民との協働に関する施策は、道路、公園等・緑地、下水道の様々な施設で導入を検討する取り組みであり、対象を絞り込み、早い段階で先行的に取り組むべき施策です。本計画策定において実施した市民アンケートにおいて、市民との協働によるマネジメント推進の重要性に関するご意見を多く頂いており、そのような点からも早期に取り組みを進めるべき施策であると考えます。

これらの施策を核として、本計画においては、次の4本のリーディングプロジェクトを立ち上げて、推進していきます。

プロジェクト 1:道路の安全・安心の推進プロジェクト

プロジェクト 2:持続型下水道の整備推進プロジェクト

プロジェクト 3:インフラ管理の効率化のための情報管理推進プロジェクト

プロジェクト 4:多様な担い手によるインフラ管理推進プロジェクト

6.4.3 リーディングプロジェクトの構成と推進方法

前述のとおり、リーディングプロジェクトは、基本方針、基本施策に基づき策定した施設別マネジメント計画の中から、横断的に関連付け、本市の緊急の課題に対応するとともに、本計画を先導的に牽引することで効果を発揮することが期待される4本のプロジェクトで構成します。

これらのリーディングプロジェクトは、担当主務課での取組みはもちろん、部内の横断的な実施体制を整えてワーキンググループ等を組織し、各担当課を横断的につなぎ、事業を推進します。また、推進にあたっては、国、県の各種補助金、交付金などの利用できる制度や財源を積極的に活用します。

(1) プロジェクト1:道路の安全・安心の推進プロジェクト

一つめのプロジェクトは、道路の安全・安心の推進プロジェクトです。道路（舗装）は、マネジメントによるコストの削減に大きな期待が持てる施設です。また、市民のみなさんや観光客が直接利用するインフラでもあり、鎌倉市の印象を左右する施設でもあります。

本プロジェクトでは、道路（舗装）を中心に、道路の安全・安心を推進する各種取組みを進めていきます。また、道路（舗装）とともに、橋りょうやトンネルなどの重要構造物の予防保全型管理の導入も合わせて実施することで、安全・安心を推進します。

1) プロジェクトにおける主な施策

- ・ 道路舗裝修繕計画の策定による予防保全型管理の導入
- ・ 負担金制度の見直しによる歳入確保
- ・ 橋りょう長寿命化修繕計画の策定による予防保全型管理の導入
- ・ トンネル長寿命化修繕計画の策定による予防保全型管理の導入

2) プロジェクトの推進体制

道路課を中心に、他部署のメンバーを含むワーキンググループを形成して推進

3) 当面（おおむね平成31年（2019年）まで）の目標と進め方

【目標】

- ・ 道路（舗装）、橋りょう、トンネルの予防保全型管理の導入を完了する。
- ・ 負担金制度の見直しを行ない、条例化を完了する。

【進め方（実施項目）】

- ・ 調査点検の未実施箇所の早期実施

- ・ 舗装修繕計画、橋りょう長寿命化修繕計画、トンネル長寿命化修繕計画に基づく点検・修繕の実施
- ・ 緊急修繕箇所の抽出と対策の実施
- ・ 道路復旧工事に関する負担金制度導入事例調査
- ・ 道路復旧工事に関する負担金制度の制度設計

(2) プロジェクト2：持続型下水道の整備推進プロジェクト

二つめのプロジェクトは、持続型下水道の整備推進プロジェクトです。下水道は、下水道事業特別会計により管理される施設ですが、その歳入・歳出の規模は大きく、一般会計で管理するインフラに係る歳入・歳出の規模を上回ります。

鎌倉市の下水道は、地形的な特性から、同程度の人口規模のまちに比べ、整備コストや運転コストが大きくかかっているという大きな課題があります。この課題は、一朝一夕に解決できるものではなく、人口構成の変化、社会的ニーズの変化、技術革新など、様々な外部環境の変化も見据えながら、システム全体の最適化を念頭に中長期的な視野で解決していく必要があります。

本プロジェクトでは、下水道施設の予防保全型管理の導入を進めながら、中長期的に効率的で持続可能な下水道システムへの転換を図るための検討を進め、早期の実現を目指します。

1) プロジェクトにおける主な施策

- ・ 予防保全型管理による点検調査計画の策定
- ・ 持続型下水道幹線の整備
- ・ 処理区の再編
- ・ 地方公営企業法の適用

2) プロジェクトの推進体制

下水道課を中心に、他部署のメンバーを含むワーキンググループを形成して推進

3) 当面（おおむね平成31年（2019年）まで）の目標と進め方

【目標】

- ・ 下水道の各施設の予防保全型管理の導入を完了する。
- ・ 持続型下水道幹線の整備の方針を定める。
- ・ 処理区の再編に関する方針を定める。
- ・ 地方公営企業法の適用を完了する。

【進め方（実施項目）】

- ・ 調査点検の未実施箇所の早期実施
- ・ 緊急修繕箇所の抽出と対策の実施
- ・ アセットマネジメントの先進事例の調査研究・視察の実施
- ・ 持続型下水道幹線の整備方針の具体的検討
- ・ 処理区再編方針の具体的検討

(3) プロジェクト3：インフラ管理の効率化のための情報管理推進プロジェクト

三つめのプロジェクトは、インフラ管理を効率化する情報化やその効率的な管理を推進するプロジェクトです。

インフラの効率的で適切な管理のためには、施設の状態の把握と今後の状態変化の予測を行ない、それに基づいて、適切な時期に、適切な対策を行っていくことが重要です。そのためには、定期的な調査・点検を行ない施設の状態を常に把握するとともに、それらのデータを用いた乖離の少ない劣化予測を行える情報を管理していくことが必要です。

インフラの情報管理には、施設ごとに必要となる情報項目に違いはありますが、それらのデータの蓄積や更新の方法、システムのあり方、管理体制などについてはインフラの内容にかかわらず共通して実施するほうが効率的になる部分が多くあります。

本プロジェクトでは、インフラ管理を効率化するための情報管理のあり方を検討しながら、情報の取得からデータベース化、データの利用、データの更新までの一連の運用ルール構築を目指すとともに、市の実情に合ったシステム開発を推進します。

1) プロジェクトにおける主な施策

- ・ 情報の収集・電子化の促進

2) プロジェクトの推進体制

インフラ管理を担当する各部署のメンバーがワーキンググループを形成して推進

3) 当面（おおむね平成31年（2019年）まで）の目標と進め方

【目標】

- ・ インフラ管理システムを導入し、試験運用（本格運用への準備）を完了する。
- ・ 情報収集・更新・管理のための運用マニュアルを導入する。

【進め方（実施項目）】

- ・ インフラ管理システム導入の先進事例の調査研究・視察の実施
- ・ 業務フローの分析とシステム化範囲の検討
- ・ 管理システムの基本計画
- ・ 管理システムの開発
- ・ 管理システムの試験運用
- ・ 効果検証と改良
- ・ 調査・点検結果のデータベース化
- ・ 情報収集・更新・管理のための運用マニュアルの策定

(4) プロジェクト4：多様な担い手によるインフラ管理推進プロジェクト

四つめのプロジェクトは、多様な担い手による効率的なインフラ管理推進プロジェクトです。インフラは、市民の生活になくてはならない施設ですが、それを支える人や財源には制約があり、その制約の中で最適な解決策を生み出していかなければなりません。時には、施設の維持管理の水準（品質）や安全性に問題のない施設への対応先送り、最適化の視点での施設の統廃合など、そのあり方自体を見直すことが求められる可能性が

あります。また、インフラのマネジメントに不可欠なのはその担い手です。少子高齢社会では市民の減少に伴い、市の職員の増加も見込めません。インフラの適切なマネジメントには、行政だけではなく、技術力や経営ノウハウを保有する民間事業者、NPO 法人等の非営利団体、そして一人ひとりの市民それぞれが、できる範囲で役割を分担し、ともに考えながら取組みを進めていくことが重要であると考えます。

このような状況を踏まえ、インフラ管理の効率化はもちろん、民間事業者や市民などの関係者とそのあり方を共有することや、市民への活躍の場の提供なども目的とした取組みが必要です。

本プロジェクトでは、行政だけではなく、民間事業者や市民もその担い手として活躍するインフラ管理を目指し、必要となる各種取組みを進めていきます。民間事業者の技術力や経営ノウハウの活用や市民との協働によるインフラ管理は、市が管理する多くの施設の経費縮減に対して有効な取組みですが、民間事業者の活用については、他市でも導入事例のある道路の維持管理への活用を、また、市民との協働については、現在、本市においても先行する取組みがある公園や緑地の維持管理を対象とした市民協働の取組みの導入を推進します。

1) プロジェクトにおける主な施策

- ・ 民間事業者の活用の検討
- ・ 市民との協働の検討

2) プロジェクトの推進体制

道路課及び公園課を中心に、他部署のメンバーを含むワーキンググループを形成して推進

3) 当面（おおむね平成 31 年（2019 年）まで）の目標と進め方

【目標】

- ・ 新たな市民協働の取組みを開始する。
- ・ 道路管理における包括的民間委託の取組みを試行的に開始する。

【進め方（実施項目）】

- ・ 市民協働および包括的民間委託等の事例調査
- ・ 市民協働の仕組みに関する導入可能性調査
- ・ 新たな市民協働の仕組みの運用準備
- ・ 包括的民間委託の導入可能性調査
- ・ 包括的民間委託の運用準備

6.5 計画予定表

本計画は本市の総合計画と連動するものとし、総合計画、基本計画や実施計画の見直し時期に合わせて見直しを行いながら、実行性のある計画とします。

まず、平成 28 年度（2016 年度）を計画実行のための運用準備期間と設定し、第 3 期基本計画の後期実施計画を開始する平成 29 年度（2017 年度）から具体的な施策を実行します。計画は、後期実施計画期間の 3 年間を運用し、その中で、本市インフラの実態を正確に把握するとともに、課題を洗い直し、白書の内容や本計画を見直します。

平成 32 年度（2020 年度）から進められる第 4 期基本計画の期間では、見直した計画に従い、より本格的な計画の運用を推進して行きます。

次ページに「マネジメント計画を実現するための計画予定表」を示します。

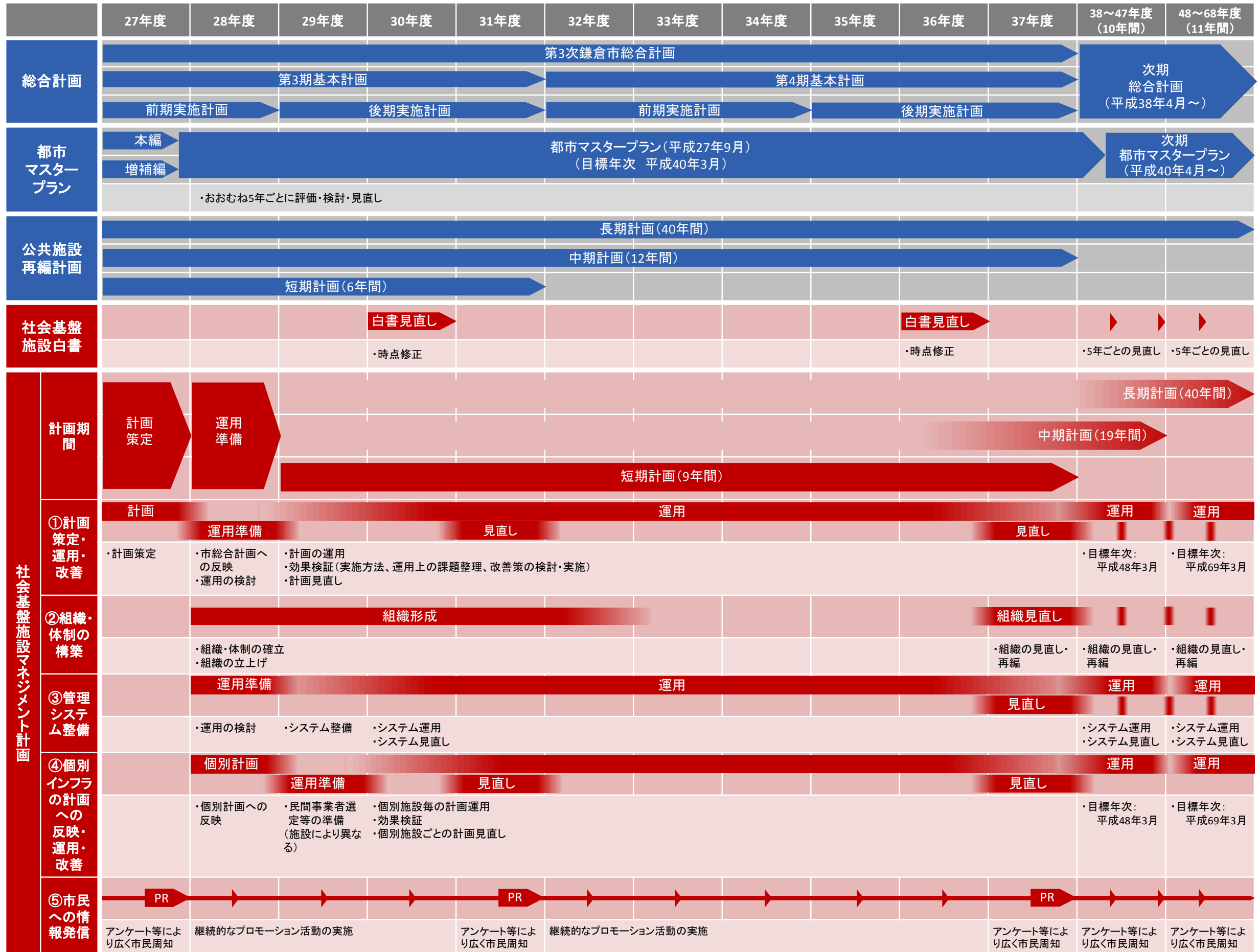


図 6-10 マネジメント計画を実現するための計画予定表